

令和7年度 太田市公共施設照明LED化事業 仕様書

1 事業名称

令和7年度太田市公共施設照明LED化事業（以下「本事業」という。）

2 履行場所

太田市浜町地内ほか（別紙1「対象施設一覧表」のとおり）

3 事業内容

- (1) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- (2) 事業遂行のために必要な現地調査
- (3) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の工事に係る計画、施工、施工管理
- (4) LED照明器具への更新に伴う既設照明器具の撤去及び処分
- (5) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の維持管理、保証（無償修繕等）
- (6) 更新工事完成図書及び測定結果作成
- (7) LED化による消費電力削減量等の試算
- (8) 賃貸借契約終了後のLED照明器具及び設置に必要な付属品一式の無償譲渡
- (9) その他、本事業実施に伴い必要となる事項

4 履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。なお、対象施設をAグループ及びBグループの2つに分類し、それぞれ期間を設けるものとする。

(1) 準備期間

【Aグループ】 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

【Bグループ】 令和9年4月1日（木）から令和10年2月29日（火）まで

(2) 賃貸借期間

【Aグループ】 令和8年10月1日（木）から令和18年9月30日（火） 120カ月

【Bグループ】 令和9年10月1日（金）から令和19年9月30日（水） 120カ月

当該賃貸借期間は、各賃貸借開始日の前日までに設置、検査、及び調整等が完了した施設に係るものとし、それ以後に設置が完了した施設に係る賃貸借期間は別途設定する。この場合において、賃貸借期間は賃貸借開始日から120カ月とする。

5 対象器具

様式1「既設照明・提案照明一覧表」のとおり。なお、様式1「既設照明・提案照明一覧表」は、施設の現況と必ずしも一致するものではないことから、現地調査及び詳細設計の結果、変更が生じた場合は、提案上限額の範囲内で変更も可能とする。

また、既にLED化されている照明器具は、本事業の対象外とするが、設置後の年数が一定程度標準的な耐用年数を超過している場合は、発注者と協議のうえ、事業対象とすることができるとする。

6 LED照明器具仕様

(1) 共通

ア 照明器具、ランプ及び付属品は新品であること。

イ 更新方法は、器具交換を基本とする。ただし、以下の場合においては、発注者と協議のうえ、ランプ交換も可能とする。

(a) 特注器具や特殊デザイン器具など、標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所

(b) アスベストを含有する又はその恐れがある天井材等に開口を設ける等の作業が必要な箇所

ウ LED照明器具は、既設照明器具と同等以上で、各種法令、規格、及びガイドライン等に適合した製品であること。

エ LED照明器具は、令和7年3月31日時点で一般社団法人公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価を受けた、「電気設備機材等評価名簿」(LED照明器具(一般屋内用))に登載された国内メーカーの製品とすること。なお、照明器具は、その全てを同一メーカーとする必要はないが、部屋単位で同一仕様の器具がある場合は、全て同じ器具とすること。

オ ISO9001(品質)及びISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。

カ 電気用品安全法(PSE)に適合していること。

キ 本事業に関連するJIS(日本産業規格)、JIL・JEL・JLMA(一般社団法人日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。

ク 既設照明器具が監視制御装置と連動している場合は連動制御できるようにすること。

ケ 既設照明器具が調色、調光器を使用している場合は、原則として同等の制御が可能な照明器具とすること。別途工事が発生する場合は、発注者及び施設管理者と協議し、使用部品、調光方法、及び工事方法を決定すること。

コ 既設照明器具に安定器がある場合は、撤去、処分すること。

サ オートリフター機器がある場合は、個別に指示がある場合を除き撤去すること。また、撤去したオートリフター制御の電源については、分電盤側で切り離し、絶縁処理を行い、制御盤表面に「使用禁止」の表示をすること。

シ 可能な限り天井等建物の補修を必要としないLED照明器具及び付属品を選定すること。既設照明器具が埋込型の場合は、既存埋込開口に一致する器具を基本とするが、適合しない場合はリニューアルプレートを使用すること。

ス 投光器及び街路灯は、既設ポール、既設取付架台に設置すること。取りつかない場合はアダプタ等を使用すること。ただし、腐食その他の理由により、既設ポール等の流用が困難な場合は、別途発注者及び施設管理者と協議すること。

セ 高天井照明器具等についてはダブルナット及び落下防止用のワイヤー金具等を取り付けるなどして、落下防止対策を図ること。

ソ 光源(LED)寿命は40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品とすること。なお、高

天井照明器具については、60,000時間以上の製品とすること。

タ 外部に設置する照明器具については適切な防水性、対候性、耐食性を有すること。

チ JIS規格において、必要照度が定められている施設又は部屋については、必要以上の照度が確保できる器具を選定すること。JIS規格に定めがない場合については、既設照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とすること。ただし、既設照明器具について改善要望等があった場合は、別途発注者及び施設管理者と協議すること。

ツ 色温度及び平均演色評価数(Ra)は既設照明器具と同等以上とすること。

テ LED光源により不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものとする。

ト 一体型ベースライトは、ライトユニットが取り外し可能なものとする。

(2) 防災照明器具(非常灯・誘導灯)

ア 建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

イ 所轄の消防署へ必要な届出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、発注者と協議すること。

ウ 光源(LED)寿命は、60,000時間以上とすること。

エ 非常灯兼用器具については、同等性能の非常灯を設置すること。兼用型LED非常灯への更新、もしくは専用型非常灯の新規設置については、発注者と協議のうえ決定する。

(3) 個別

ア 駅なか文化館

機器番号(8)について、室用途が児童生徒の学習室又は絵画等の展示室と日によって異なることから、文部科学省「学校環境衛生基準」に基づく教室の照度を最低限確保するものとし、かつ無線調光制御が可能な機器とすること。なお、調光する際は、器具ごと、グループごとの調光を可能とすること。

7 施工仕様

(1) 提出書類

「14 提出書類一覧」に示す書類を期日までに提出すること。

(2) 打合せ協議

受注者は、施工時、月末、納品時、及び発注者が必要と認めるときは、打ち合わせ協議を実施するものとする。また、受注者は、施工前に、施設管理者と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を発注者に報告すること。なお、別紙1「対象施設一覧表」(2)施工条件等において、施工開始の一定期間前までに日程を確定させることが求められている場合は、原則としてその1カ月前までにスケジュールを提出すること。

(例:工事の3カ月以上前までに日程調整必要 ⇒ 4カ月以上前までに提出)

(3) 施工共通

ア 建築基準法、電気事業法、電気工事士法、消防法、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び本事業に関連する法律等を遵守すること。

イ 施工前に現地調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において

- 仕様書等との相違を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。
- ウ キュービクル及び分電盤内のブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、各施設の電気主任技術者と協議、調整を行うこと。
- エ 停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、その内容を発注者に報告すること。
- オ 施工にあたり、施設運営への影響が最小限になるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
- カ 照明器具に付随する雑材は、全て新品であること。
- キ 必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び材料置き場の各部養生を行い、他に損傷を与えないよう十分注意をすること。
- ク 発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成すること。
- ケ 照明器具の配置変更が必要な場合は、発注者と協議の上で可能とする。
- コ 作業に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、施設管理者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- サ 設置する照明器具について、本事業の賃貸借品であることを表記したラベル等を付すこと。
なお、ラベルの仕様、記載内容については発注者と協議すること。
- シ 施工用資材等の搬入及び搬出経路については、施設運営上支障にならないよう留意すること。
- ス 施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理者の承諾を得ること。なお、施設の敷地が狭い等の理由で駐停車場所を十分に確保できない場合は、受注者が確保すること。
- セ 作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床清掃を行うこと。
- ソ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、作業による絶縁劣化等がないことを発注者に報告すること。
- タ 電線や吊りボルト等の既設流用部分が劣化しており、十分耐えうるものでない場合は、受注者の負担で交換又は補強、落下防止金具の取付け等を実施し、安全性を確保すること。
- チ 設置作業の前後に照度測定を実施し、その結果を発注者に報告すること。なお、測定位置については事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
- ツ 撤去した照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し適正に処理することとし、産業廃棄物管理票の写しを提出すること。
- テ PCBを含む安定器等があった場合は、取扱いについて発注者と協議すること。
- ト アスベストの調査が必要と判断される場合は、受注者の負担により調査を実施し、その結果は発注者に報告すること。
- ナ アスベストを含有する恐れがある天井材等に開口を設ける等の作業が必要な場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ、受注者の負担によ

- り適切な方法で作業を行うこと。なお、吹付けアスベストの対策が生じた場合は、別途協議とする。
- ニ ランプ交換による場合は、JLMA30I及びガイド30I（日本照明工業会）に沿って施工すること。
- ヌ 既設照明器具の撤去に伴い、天井の塗装補修等が必要な場合は受注者の負担で行うこと。
- ネ 照明器具の更新に伴い、分電盤内の回路の名称が不一致となる場合は変更すること。
- ノ 施工期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に参加し、証書の写し等を提出すること。
- ハ 本仕様書にない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。
- ヒ 施工に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- フ 必要に応じて、作業の各段階において発注者又は施設管理者立会いのもと確認を受けること。
- ヘ 施工にあたり施設内の電気、水道等を使用することができる。

(4) 施工個別

ア 藪塚本町庁舎

同時期に内装、設備等改修工事を実施する可能性があるため、その際は、受託事業者及び施設管理者と密に連携し、調整を図ること。

イ 藪塚本町保健センター

同時期に内装、設備等改修工事を実施する可能性があるため、その際は、受託事業者及び施設管理者と密に連携し、調整を図ること。

8 賃貸借仕様

(1) 賃貸借契約に含まれる事項

- ア LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- イ LED照明器具設置に係る作業費
- ウ 既設照明器具等の処分費
- エ 賃貸借金利
- オ 保険費（新価特約付動産総合保険等）
- カ 官公署申請手続費（消防検査費等）
- キ 維持管理費（緊急修理、不点灯時の対応等）

(2) 賃貸借料の支払い方法

毎月払いとし、発注者は請求書受領後30日以内に受注者に賃貸借料を支払うものとする。

9 維持管理仕様

- (1) 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。なお、LED照明器具の設置後から、賃貸借開始までの期間についても、発注者の責による場合を除き、賃貸借期間中と同等の対応を行うこと。
- (2) 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（基準値以下）、非常灯及び誘導灯の内蔵蓄電池の容量低下、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について施設管理者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- (3) 受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、連絡窓口を設け、連絡先、担当者名を記載した書面を発注者に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差し替える内容を届け出ること。
- (4) 本事業で設置する照明器具等について、賃貸借期間中の日常点検及び法定点検は発注者が行うものとする。ただし、点検の結果確認された不具合等については、発注者からの連絡に基づき、受注者が交換等を行うこと。

10 検査

- (1) 受注者は、LED照明器具の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- (2) 受注者は、施設ごとの自主検査の結果を発注者に報告すること。自主検査項目は、器具ごとの点灯確認、外観確認（天井等の補修を行った場合は、当該箇所の確認を含む）、照度測定結果、絶縁測定結果、賃貸借物件であることの表示等を含むものとする。発注者は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。なお、足場（脚立足場を除く。）を使用して、施工を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- (3) 履行確認によって器具や設置作業等に瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

11 物品の移動等

- (1) 賃貸借期間において発注者が照明器具の配置を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。
- (2) 受注者は、前項(1)にあたり、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。
- (3) 受注者は、設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

12 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、現状有姿の状態で発注者へ引き渡すものとする。なお、賃貸借期間中の固定資産税の納付は不要とする。

13 その他特記事項

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、設置した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 受注者は、照明器具の設置から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険（新価特約）に加入することとし、万が一事故が発生した場合はこれを補完すること。また、本事業の保険に係る証券又はこれに代わるものを提出すること。
- (3) 本事業の履行にあたり、本市が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講じること。
- (4) 本事業に関して、関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- (5) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議を行うこと。

14 提出書類一覧

次に掲げる書類を期日までに発注者に提出すること。また、これとは別に各施設の保管用としてNo.6～8に掲げる書類の電子データをCD-Rで提出すること。提出様式があるものについては契約後に様式を送付する。

No.	提出書類	期日	備考
1	現場代理人等通知書及び経歴書	施工前	指定様式を使用すること
2	施工計画書	施工前	
3	照明器具納入仕様書・出荷証明書	施工前	
4	施工期間中の保険関係書類の写し	施工前	
5	発注者との打合せ記録	随時	
6	照明器具取扱説明書	完了時	施設ごとに取りまとめること
7	照明器具管理台帳	完了時	施設ごとに取りまとめること
8	照明器具配置図（プロット図）	完了時	施設ごとに取りまとめること
9	官公署等へ提出した届出結果報告書	完了時	
10	器具設置前後の写真	完了時	
11	照度測定結果一覧	完了時	
12	絶縁抵抗・導通試験結果一覧	完了時	
13	産業廃棄物処理管理票等の写し	完了時	
14	賃貸借期間中の連絡窓口（連絡先及び担当者）	完了時	
15	賃貸借期間中の保険関係書類の写し	完了時	
16	交換等報告書	随時	
17	その他発注者が求める書類	随時	